

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道標津高等学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

標津高校
いじめ対策基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

基本方針

- 1 学校におけるいじめの未然防止
- 2 いじめ早期発見のための措置
- 3 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
- 4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 5 点検・評価の実施及び改善

標津高校
いじめ防止対策
委員会
の役割や活動

構成員

校長、教頭、生徒指導部長、各学年主任、養護教諭。必要に応じて関係教諭、スクールカウンセラー、警察等関係機関。

年間の活動

いじめ防止対策委員会、教育相談委員会の会議実施、面談、いじめ調査結果を踏まえた取り組みの検証等。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- ・「コンパス」を活用したいじめの未然防止及び校内組織体制の構築についての校内研修の実施。
- ・長期休業前・後の全校集会でのいじめ未然防止の注意喚起
- ・いじめ防止講話（12月実施）

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の北海道標津高等学校のいじめ対策組織担当は、木幡(教頭)です。

連絡先 0153-82-2015 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メール）	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 13～17 時
根室教育局教育相談電話（電 話）	0153-24-5830	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

